

国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の 調査分析等に係る事務の実施状況報告

(平成 25 年 9 月～平成 29 年 3 月分)

I 事業概要等

事項	内容
業務内容	国際会計基準審議会（以下「IASB」という）における国際会計基準の策定・改訂等について、議論の動向を迅速かつ的確に把握し、我が国としての考え方を効果的に発信していくために、IASB の議論内容及び討議資料等の調査分析等を行う（以下「調査分析等事務」という）。
契約期間	平成 25 年 9 月 2 日～平成 30 年 3 月 31 日
受託事業者	公益財団法人財務会計基準機構
入札経緯等	「IASB の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務」民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という）に基づき、金融庁に設置された評価委員会において、入札参加希望者 3 者から提出された企画書について審査をした結果、総合評価得点が最高得点であった上記の者を受託事業者として決定した。
契約金額	32,520,000 円（税抜）
特記事項	受託事業者に対する改善指示・法令違反行為等は特になし。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 確保されるべき業務の質の達成状況

- ① 企画書の内容等を踏まえて各年度に行うとする調査分析等事務の作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと
- 受託事業者は、企画書に記載した事務計画に沿って IASB 会議に参加し、実施要項で定められた出張報告書を作成し速やかに金融庁に提出しており、特に問題は認められなかった。

【表 1】 IASB 会議への参加回数（計画対比・従来実績対比）

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
計画値	－	6 回	6 回	6 回	6 回
実績値	5 回	6 回	6 回	6 回	6 回

【表 2】 出張報告書作成業務の工数（計画対比）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
計画値	96 人日	96 人日	96 人日	96 人日
実績値	78 人日	62 人日	66 人日	63 人日

（注）24 年度においては、工数について計画値や実績値は算定していない

- ② 各事業年度末までに、年度内に行った調査分析等事務の内容を取りまとめた委託事務実績報告書を金融庁に納入すること
 → 受託事業者は、各事業年度末までに、実施要項で定められた委託事務実績報告書を金融庁に提出しており、特に問題は認められなかった。

（2）評価

調査分析等事務については、上記のとおり実施要項で定めた確保されるべき業務の質に関する要求水準を満たしている。

さらに、従来実績よりも IASB 会議への参加回数を増加させるとともに、出張報告書作成業務については、企画書に記載した事務計画よりも効率化よく作業を進めたほか、特に我が国から IASB に対して意見発信した点がどのように議論され、国際会計基準の策定・改訂の議論に考慮されたのかを明記するなど、従前に比べ業務の質の維持・向上が達成された。

2. 実施経費についての評価（税抜き）

従来の実施経費に対し、本業務経費において 25.6%の経費削減効果が得られた。

これは、市場化テストの導入を機に本事業の実施期間を 4 年 7 ヶ月と長くしたことによる業務効率化を通じて、経費削減ができたものと考えられる。

【表 3】 従来経費との比較

項目	金額
従来経費 (A)	7,198 千円（平成 24 年度）
契約金額 (B)	5,352 千円（平成 25 年度）
削減額 (C)	1,846 千円
削減率 (C/A×100)	25.6%

（注） 24 年度及び 25 年度の契約対象期間は 9 月～翌年 3 月の 7 ヶ月間。契約金額は、業務に要した経費の実支出額と契約締結時に定めた金額のいずれか低い金額で確定し、毎年経費削減を行っている（26 年度：5,257 千円、27 年度：5,246 千円、28 年度：5,122 千円）。

3. 評価のまとめと今後の方針

（1）評価の総括

本業務の実施にあたり、確保されるべき業務の質については、契約期間において毎年度

経費削減を行いながら、実施要項で定めている要求水準を満たしていることから、良好に業務が実施されていると評価できる。

また、受託事業者から提出された業務委託実績報告書及び出張報告書については、金融庁のウェブサイトにおいて公表されることにより、我が国の会計基準を設定する企業会計基準委員会をはじめとした多くの関係者に対して、IASB の議論内容及び討議資料等の調査分析等の情報が共有されることになり、IFRS に関する我が国としての考え方を効果的に発信していくことに貢献したものと考えられる。

(2) 今後の方針

本事業については、実施要項に沿って良好な実施結果を得られており、市場化テスト終了プロセスへの移行基準を満たしていることから、市場化テスト終了プロセスへ移行し、平成 30 年度以降の事業については、当庁自ら公共サービスの質の維持・向上及びコストの削減を図っていくこととしたい。

以 上